

京都市立堀川高等学校 PTA 規約

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は京都市立堀川高等学校 P T A と称する。

第 2 条 本会の事務所は京都市立堀川高等学校（京都府京都市中京区東堀川通錦小路上る四坊堀川町 622 番地の 2）に置く。

第 3 条 本会は学校、家庭及び地域社会の教育環境を改善し、あわせて会員相互の教養の向上を図り、もって生徒の福祉を増進することを目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 学校、家庭及び地域が連携を密にし教育環境の充実及び生徒の健全なる育成を図る事業
- 二 生涯学習の充実を図り、会員相互の親睦と家庭及び地域での教育力の向上を図るとともに、民主社会における正しい生活態度の理解の増進を図る事業
- 三 各種行政機関に対し教育に関する改善、適正予算の編成及びその他について要請する事業
- 四 その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 特定の政党や宗教にかたよったり、営利を目的としたりするような事業は行わない。

第 5 条 本会の会員は本校に在籍する生徒の保護者及び教職員とする。

2 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第 6 条 本会は会員の自主的活動によって運営するもので、他のいかなる団体の干渉ならびに支配も受けない。

第 2 章 役 員

第 7 条 本会に保護者側役員として会長、副会長、庶務、会計、学年委員長、環境整備委員長、生涯学習委員長、広報委員長、環境整備委員、生涯学習委員及び広報委員を置く。

2 会長は本会を代表し会務を統括する。

3 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは会長の任務を代行する。

4 庶務は各種の通知の事務、議事の記録及び整理等を行う。

5 会計は会計事務に当たる。

第 8 条 本会に教職員側役員として校長、副校長、教頭及び事務長を置く。

2 校長は会務を監督する。

3 副校長及び教頭は保護者側役員と連携して会務を執行するとともに、教職員会員の連絡調整に当たる。

4 事務長は保護者側役員と連携して会計事務に当たる。

5 校長は本条第1項に定める教職員側役員に加えて、若干名を同役員として指名することができる。

第9条 保護者側役員の任期は1年（1会計年度）とし重任又は再任を妨げない。

2 補欠による保護者側役員の任期は前任者の残任期間とする。

3 保護者側役員はその任期満了後でも、後任者が就任するまでその任務に当たる。

第10条 保護者側役員は別に定める「役員選出規程」により役員を選び、役員の互選により各役職を定める。

第3章 総会

第11条 総会は本会の重要事項を議決する最高機関である。

第12条 総会は年1回開催し、会長が招集する。

2 総会は会員の3分の1以上が出席しなければ議決することができない。ただし当該議事につき、書面をもってあらかじめ意見を表示した者は出席とみなす。

3 総会の議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第13条 総会の招集は会日の5日前までに、その会議に付議する事項、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法（電子メール等）若しくは両方をもって会員に通知しなければならない。

第14条 会長は臨時総会を招集することができる。

2 会長は第4章に定める役員会が必要と認めて請求した場合又は会員の10分の1以上が会議に付議する事項を示して請求した場合若しくは第7章に定める監事が請求した場合、請求のあった日から2週間以内に前条の手続きを経て招集しなければならない。

3 臨時総会の成立要件及び議決は総会に準じる。

第15条 総会及び臨時総会はウェブ会議で実施することができる。

第4章 委員会

第16条 本会は次に掲げる委員会を置く。

一 学年委員会

二 環境整備委員会

三 生涯学習委員会

四 広報委員会

2 学年委員会は学年毎に置き、学年委員長及び学年毎に選定する学級委員をもって組織する。

3 学年委員会は学年行事及び進路に関わる事項の企画を実施するとともに、保護者及び

教職員の連絡調整に当たる。

- 4 環境整備委員会は環境整備委員長及び環境整備委員をもって組織し、学校、家庭及び地域社会の教育環境の改善に資する活動を行う。
- 5 生涯学習委員会は生涯学習委員長及び生涯学習委員をもって組織し、会員相互の教養の向上を図るための事業を行う。
- 6 広報委員会は広報委員長及び広報委員をもって組織し、本会活動への理解と協力を促進するための広報活動を行う。
- 7 学級委員は本条第3項に定める任に当たるほか、環境整備委員会、生涯学習委員会及び広報委員会の主催行事を支援する。
- 8 本条第1項に定める各委員会は随時各委員長が招集する。

第5章 役員会

第17条 本会に役員会を置く。

第18条 役員会は第7条に定める役員をもって構成し、事業の計画、執行に関する意思決定及び規程の制定を行う。

2 役員会は随時会長が招集する。

第6章 会 計

第19条 本会の経費は入会金、会費及びその他の収入によってまかなう。

第20条 本会の入会金は3,000円とする。

2 会員は年額1,000円の会費を納入する。

第21条 役員会は必要ある場合、別に定めるところにより臨時に特別会費を徴収することができる。

第22条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第23条 会員は会計諸帳簿を閲覧することができる。

第7章 監 事

第24条 本会に監事を2名置く。

第25条 監事は次の職務を行う。

- 一 本会の会計事務を監査すること
- 二 会計事務について不正の事実を発見したときに総会又は臨時総会に報告すること
- 三 前号の事案を報告するため必要があると認めるときは臨時総会の招集を請求すること

第 26 条 監事は第 2 章に定める役員を過去に経験した者の中から役員会が候補者を推薦し、総会において承認する。

2 監事の任期は 1 年（1 会計年度）とし重任及び再任を認めない。

第 8 章 規約の改正

第 27 条 本会の規約は総会出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって改正する。

第 9 章 役員及び学級委員の解任除名

第 28 条 役員及び学級委員で不適當と認められる者は総会又は臨時総会において解任又は除名することができる。

2 前項の議案は全会員の 10 分の 1 以上の賛成を得て総会又は臨時総会に提出する。

3 採決は無記名投票による。

4 解任は出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

附 則

第 1 条 本規約は昭和 24 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 本規約の施行についての細目は別に定める。

第 3 条 本規約は昭和 50 年 5 月 12 日から施行する。

第 4 条 本規約は昭和 51 年 6 月 17 日から施行する。

第 5 条 本規約は昭和 57 年 5 月 13 日から施行する。

第 6 条 本規約は昭和 61 年 5 月 13 日から施行する。

第 7 条 本規約は平成 1 年 5 月 18 日から施行する。

第 8 条 本規約は平成 5 年 5 月 13 日から施行する。

第 9 条 本規約は平成 6 年 5 月 12 日から施行する。

第 10 条 本規約は平成 8 年 4 月 18 日から施行する。

第 11 条 本規約は平成 10 年 3 月 17 日から施行する。

第 12 条 本規約は平成 11 年 4 月 17 日から施行する。

第 13 条 本規約は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

第 14 条 本規約は平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

第 15 条 本規約は令和 5 年 5 月 20 日から施行する。

第 16 条 本規約は令和 6 年 5 月 18 日から施行する。

第 17 条 本規約は令和 7 年 3 月 8 日から施行する。